

主な経緯

- 平成19年3月 市町で、ごみ処理総合施設などについて合意書を締結
- 平成19年7月 ごみ処理総合施設整備基本計画を策定
- 平成19年10月 生活環境影響調査、PFI導入可能性調査を実施
- 平成20年12月 PFI事業実施方針を公表
 - ◎4つの焼却方式
 - ①ストーカ炉+灰溶融炉
 - ②シャフト式ガス化溶融炉
 - ③流動床式ガス化溶融炉
 - ④キルン式ガス化溶融炉
- 平成21年11月 先の4つの焼却方式に、⑤ストーカ炉+焼却灰の外部処理(資源化)方式追加を決定
- 平成22年9月 PFI事業者選定審査会(第1回)
- 平成22年10月 都市計画決定
- 平成22年10月 ごみ焼却施設整備及び運営事業に関する新たな実施方針を公表
- 平成22年11月 PFI事業者選定審査会(第2回)
- 平成22年12月 PFI事業者選定審査会(第3回)
- 平成23年1月 PFI事業者選定審査会(第4回)
- 平成23年2月 特定事業の選定、入札公告
- 平成23年7月 PFI事業者選定審査会(第5回)
- 平成23年8月 提案書の受付、入札
- 平成23年11月 PFI事業者選定審査会(第6回)
- 平成23年11月 PFI事業者選定審査会(第7回)
 - ◎最優秀提案の選定
- 平成23年11月 広域行政組合 落札者の決定

今後のスケジュール(案)

- 平成24年3月 広域議会 本契約締結の議案審議
- 平成24年3月 ~平成27年3月の約3年間 ごみ焼却施設の設計・建設期間
- 平成27年4月 ~平成47年3月の20年間 ごみ焼却施設の運営・維持管理期間

ごみ処理総合施設整備計画の詳しい内容は、「御殿場市・小山町広域行政組合ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/>

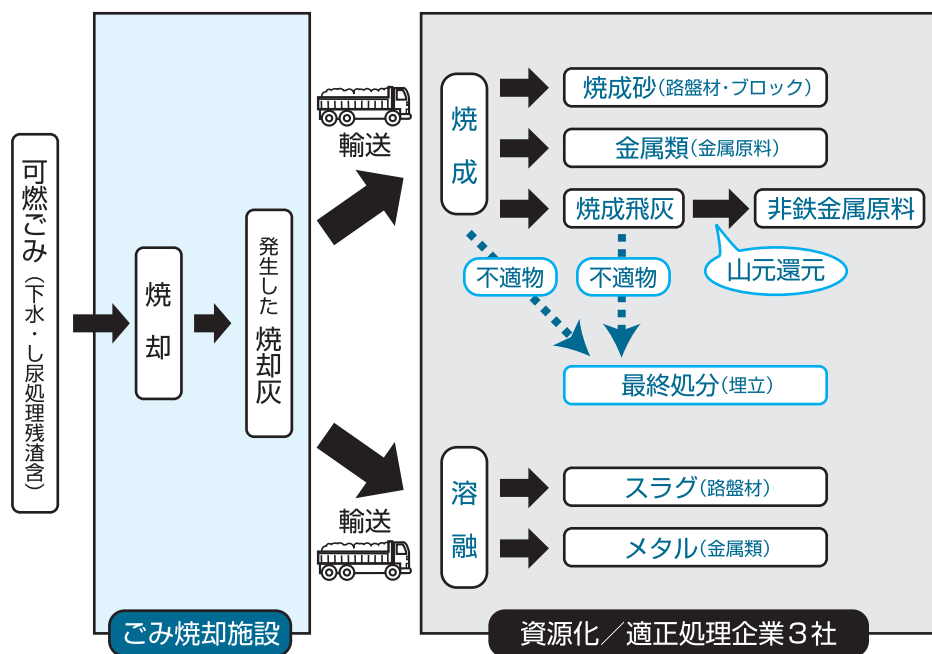
御殿場市・小山町広域行政組合

お問い合わせ/施設課 ☎(82)4634

- ◀**展望回廊** 工場棟5階を、360度眺望可能な「展望回廊」とし、周辺地域の大自然を一望できる施設とします。また、「展望回廊」は来場者へ開放します。
- ◀**防災拠点** 災害発生時には、多目的広場へ井水による飲料水の供給と防災資器材の提供を行います。また、停電時には、ごみ発電による電力供給を行い、防災拠点としての役割を果たします。
- ◀**地域経済・住民への貢献** 施設の設計・建設期間、運営・維持管理期間において、地元企業及び地域人材の活用を寄与します。

- ◀**焼却灰の処理方法** 施設から発生する焼却灰は、全量資源化を目的とした外部処理(資源化)を採用します。焼却灰は、外部の資源化企業で※3焼成処理又は※4溶融処理され、路盤材などに再利用される焼成砂やスラグ又は金属類に資源化します。更に、処理過程で発生する焼却飛灰は、非鉄金属原料として回収(※5山元還元)します。なお、一部の資源化不適物は、最終処分(埋立)します。外部処理(資源化)が滞らないように、3社の資源化企業を構成員として、各構成員の立地場所を分散します。

(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合 ごみ焼却施設の運営における処理フロー図



- ※1 PFI手法 Private Finance Initiativeの略称。公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力を活かして、公共施設等の設計・建設・管理等を行う手法
- ※2 ストーカ炉 ごみを焼却炉の火格子(ストーカ:Stoke)上で完全燃焼し、焼却灰を排出する焼却炉。国内の焼却炉で最も多く使われている方式
- ※3 焼成処理 焼却灰を、約1,000℃で焼成することにより無害化処理を行い、セメントや安定剤を加えて人工砂を製造する処理方式
- ※4 溶融処理 焼却灰を電気炉に投入し、1,500℃以上の高温で溶融する処理。電気炉から溶融スラグとして出湯され、徐冷後、大部分は路盤材として全量リサイクル利用
- ※5 山元還元(やまとかんげん) 焼却灰の処理によって発生する飛灰から、非鉄金属を回収し、再使用する一連の操作

【用語解説】



▲北東方向からの鳥かん図(イメージ)

施設整備「5つの基本方針」

- 1 環境保全に最大限配慮した施設
- 2 循環型社会の形成に貢献できる施設
- 3 安心、安全で安定した施設
- 4 ライフサイクルコストが低廉な施設
- 5 住民に親しまれる施設

- ◀**処理方式** 事業者提案により、国内で最も稼働実績のある焼却方式(※2ストーカ炉)を採用します。
- ◀**排水対策** プラント排水は、クロロドキシシステムにより、放流しません。生活排水は、合併処理浄化槽により処理し、処理水は河川放流します。
- ◀**騒音・振動・悪臭対策(敷地境界線上)** 騒音規制法等諸法令で定められた規制基準を遵守するとともに、最新の対策によりできるだけ低減するものとします。

排ガス基準

項目(単位)	計画基準値	法規制値
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	50	K値=17.5 (約2,000ppm)
塩化水素 (ppm)	50	430
窒素酸化物 (ppm)	100	250
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05	0.1

注) 酸素濃度12%換算値

- ◀**排ガス対策** 最新の排ガス対策を講じて、左表に示すとおり、法規制値と比較し大幅に厳しい基準値を遵守します。
- ◀**高効率ごみ発電** ごみ焼却により発生する熱を利用して、蒸気タービンを回し、高効率ごみ発電を行います。また、発電した電力は施設内で利用するほか、余った電力は売電します。
- ◀**多目的広場** 多目的広場は、公園(芝生広場)として整備し、市民のコミュニケーションの場として利用できます。また、多目的広場のウッドデッキから管理棟・工場棟へ容易にアクセスできます。各種イベントにも対応できるよう防災調整池を含め、十分な駐車スペースを確保します。

近年、地球規模での環境対策が求められる中、ごみ処理は循環型社会の形成に向けた取り組みが推進されています。こうした観点から、御殿場市・小山町広域行政組合では、可燃ごみを燃料として有効利用するための「御殿場・小山 RDFセンター」を整備し、処理してきました。その一方で、処理に多大な経費を要することが大きな課題となっています。そのため、当組合では、更なる循環型社会の形成に向けて、既存のごみ処理施設にかわる新たなごみ処理総合施設(ごみ焼却施設、ごみ再資源化施設(リサイクルセンター))の

整備を推進しています。この度、ごみ焼却施設は※1PFI手法(BTO方式)を導入し、焼却灰の資源化ができる方式の中から、公募による民間事業者による技術提案などをしていただきました。その後、事前に定めた「事業者選定基準」(価格・建設・処理方法・維持管理など)に従って、専門家を交えた事業者選定審査会において総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定しました。その結果、組合として焼却方式(ストーカ炉)+焼却灰の外部処理を決定しましたので、提案の概要をお知らせします。